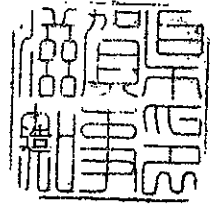




滋 商 政 第 3 4 8 号
平成 30 年(2018 年)12 月 27 日

滋賀県産業振興審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大



滋賀県産業振興ビジョンの改定について（諮問）

本県では、産業振興のあり方を考え、その理念や施策の基本的な方向などを示した滋賀県産業振興ビジョンを平成 27 年 3 月に策定し、本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化を図っているところです。

今後 10 年という中長期を見据えて、当面、5 つのイノベーションの創出に重点的に取り組んでいるところですが、策定後の本県産業を取り巻く状況を見ますと、国連総会における SDGs の採択、本格的な人口減少社会の到来、就業構造の変化、TPP 11 協定の発効等世界経済の新たな展開をみせています。さらに、第 4 次産業革命を通じた Society5.0 の実現等、経済・社会情勢が大きく動いていくことが予想されます。

こうした変化に的確に対応し、本県が将来にわたって力強く持続的な発展を遂げていくため、今後、本県が何を強みとして、どのような産業を振興するのかといった視点から議論や検討を行い、滋賀県産業振興ビジョンを改定したいと考えています。

つきましては、今後の本県における産業振興の方向について、貴審議会において調査審議いただきたく、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 2 条の規定に基づき、意見を求めます。